



薬剤師が変わると病院が変わる

第13回 新型コロナ対応でも求められる深化した連携

感染者対応で混乱を来しがちな医療機関 連携による薬剤師の情報共有は 従来以上に重要

新型コロナウイルス感染症の問題は、医療業界のみならず、経済や社会の仕組みそのものにも甚大な影響を及ぼし始めています。皆さまの周りでも、さまざまな対応を迫られているのではないかと思います。

今回の新型コロナウイルス感染症については、患者さんを3つのパターンに分けて考えると、少し整理しやすいのではないかと思います。

まず「新型コロナウイルス感染症の方」。次に「新型コロナウイルス感染症疑いの方」。最後は「新型コロナウイルス感染症ではないけれども、定期的な医師の診察を受けておられる方」です。こう分けると、それぞれのフェーズで薬剤師の関わりは違ってきます。

これら3つのパターンでは、必要とされる医療サポートが異なります。まず、最初の感染症の方については、重症・中等症の場合は入院治療が必要です。現在の医療体制の中では、発熱や上気道炎症状、呼吸困難や全身倦怠感があれば、その自治体や医療機関でのフォローチャートに則って、画像検査や、最終的にはPCR検査が行われ、呼吸・全身管理が行われます。重症化する患者さんに高齢者が多いことを考えると、何らかの基礎疾患を持った方が入院治療を受けることになります。混乱を来しがちな現在の医療機関において、外来で担当していた薬剤師と入院で治療を担当する薬剤師が、単なる投薬内容だけではなく、患者さんの背景や投薬歴等の情報を共有することは、従来以上に重要になっていると思います。

感染疑いの人から定期通院の人まで どのフェーズでも薬剤師のフォローが大切

次に、新型コロナウイルス感染症疑いの方ですが、現在では、医療機関に相談の電話をかけたり実際に受

診したりしたときに、総合感冒薬や解熱鎮痛剤の処方だけでなく、場合によっては薬局で一般用医薬品の購入を勧めるケースも出てくるような仕組みになっています。そういう患者さんは医師が会っていないわけですから、ぜひ、感染対策にも配慮した薬局店頭でお目にかかって、最終的にその方に適した医薬品(医療用、一般用を問わず)なのかどうかのチェックを行うとともに、その後の経過を電話等でフォローすることが大切です。というのも、多くは通常の感冒様症状の方ですが、やはり実際に、新型コロナウイルス感染症の方もいらっしゃるからです。そのような方は、症状の遷延や増悪が起こっていることが多いので、そういった状況を確認したら、この数日の経過を情報提供書にまとめて、医療機関への再受診や、帰国者・接触者相談センターへの相談を促すことが大切になります。

最後に、新型コロナウイルス感染症ではないけれども、定期的な医師の診察や処方が必要な方は、現在、受診を控える傾向にあります。医師から長期処方が出されていることもあれば、4月10日付の厚生労働省事務連絡(<https://www.mhlw.go.jp/content/000620995.pdf>)にもあったように、電話等での再診が時限的・特例的に認められるようになっています。そういった方の場合、やはり薬局の薬剤師がきちんとフォローして、コンプライアンスや効果、副作用など問題があった場合には、情報提供書とともに医師への受診を勧奨することが求められるでしょう。

外来患者さんの場合には、なかなか病院薬剤師が関わる場面は多くないと思います。しかし、改正薬機法でも定められたように、服用後のフォロー(+アセスメント)、医師へのフィードバックを行うようになってきました。これらを薬剤師が日常業務の中に取り入れることで、薬薬連携、病薬連携、医薬連携などさまざまな連携が深化され、よりよい薬物治療の実現が可能になるのではないのでしょうか。